

令和 8 年 7 月 30 日
財務省関税局業務課

令和 8 年熊本地震の発生に伴う第 60 回通関士試験（令和 8 年）
の受験申込手続に係る特例措置について

令和 8 年熊本地震の発生に伴い、第 60 回通関士試験（令和 8 年）の受験申込手続について、次のとおり特例措置を講ずることとします。

○受験願書の提出期限の延長

本地震において災害救助法が適用された地域（※）に在住の方については、受験願書の提出期限を次のとおり延長します。

- ・ 通常の提出期限：令和 8 年 8 月 4 日（火）
- ・ 延長後の提出期限：令和 8 年 8 月 31 日（月）

郵送による提出の場合は、延長後の提出期限までの消印のあるものを有効とします。

※災害救助法が適用された地域（熊本県 10 市 10 町 1 村）

熊本市（くまもとし）、八代市（やつしろし）、水俣市（みなまたし）、山鹿市（やまがし）、菊池市（きくちし）、宇土市（うとし）、上天草市（かみあまくさし）、宇城市（うきし）、天草市（あまくさし）、合志市（こうしし）、下益城郡美里町（しもましきぐんみさとまち）、菊池郡大津町（きくちぐんおおづまち）、菊池郡菊陽町（きくちぐんきくようまち）、阿蘇郡西原村（あそぐんにしはらむら）上益城郡御船町（かみましきぐんみふねまち）、上益城郡嘉島町（かみましきぐんかしままち）、上益城郡益城町（かみましきぐんましきまち）、上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち）、八代郡氷川町（やつしろぐんひかわちょう）、葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち）、葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち）

○その他、本地震の影響により受験申込手続が困難な方

その他、本地震の影響により通常の提出期限までに受験申込手続を行うことが困難な場合は、令和 8 年 8 月 24 日（月）までに相談窓口までご相談ください。

○試験の日及び試験会場

試験の日（令和8年10月4日（日））及び試験会場（熊本県を含む。）に変更はございません。

○相談窓口

財務省関税局業務課通関業係 TEL：03-3581-4111（内線 5393）

E-mail：tsukangyo★mof.go.jp

※「★」を「@」に置き換えてください。

※メールでのお問い合わせの際には、在住地、氏名、電話番号を必ず記入してください。